

第3節

海外における日本企業への支援

【総論】

近年グローバル化が進展する中、日本企業や個人が経済活動を行う上で、海外市場での競争力を培い積極的に進出していくことは極めて重要になっている。とりわけ世界経済の状況が悪化する中、日本企業が海外で活発な活動ができるよう支援することは、外務省の重要な課題の一つである。外務省では、日本企業が直面している諸問題について企業側からの意見を幅広く聴取しながら、日本企業からの問い合わせや要望に対応するとともに、諸外国との間で規制改革やビジネス環境改善に関する対話・協

議を行い、相手国・地域に対して具体的な改善を求めている。また、「知的財産立国」を目指す日本として、日本企業の知的財産権保護を目的に、二国間及び多数国間協議の場で外国政府への働き掛けを行うなど、模倣品・海賊版対策に積極的に取り組んでいる。さらに、投資環境を整備し、海外に進出する日本企業や国民の経済的負担を軽減するために、租税条約、投資協定、社会保障協定の締結といった法的、制度的な基盤の整備も進めている。

【各論】

1. 日本企業支援の取組

外務省は、政府間での協議・交渉を通じてビジネス環境を整備することに加え、民間ビジネス活動についても企業からの個別の照会や相談に応じるため、「日本企業支援窓口」を1999年からすべての在外公館に設置し、現地の日本企業からの問い合わせや要望に積極的に対応してきている。具体的には、現地政府に対する行政・司法手続の是正の申入れ、事業の相手方とのトラブルを解決するための働き掛け等を必要に応じて行い、ビジネス環境の改善に努めるとともに、現地情報の入手や人脈形成への協

力等、種々の支援を展開している。

また、企業支援体制の一層の充実を図るため、「日本企業支援センター」を2006年にインド、タイ及びチリの日本国大使館内に、2008年にはホーチミン及び広州の日本国総領事館内に設置し、企業が気軽に相談できる体制を整えた。さらに、最近では、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んでいる。

2. 模倣品・海賊版対策

模倣品・海賊版は、世界各国において広く流通している。これらは、技術革新等を妨げ、世界の経済成長に悪影響を及ぼすだけでなく、消費者の健康や安全までも脅かしている。日本企業も、海外市場における潜在的な利益の喪失を被るなど、深刻な悪影響を受けている。

このため、外務省では、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部において毎年策定される「知的財産推進計画」に沿って、様々な機会をとらえて知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策に関する施策に取り組んでいる。例えば、2005年3月以降、すべての在外公館において知的財産担当官を任命し、模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、日本企業への助言や政府への照会、働き掛けなどを行ってきた

ている。相談内容は外務本省と共有され、必要に応じて二国間及び多数国間協議（第3章第3節6.「知的財産権保護の強化」を参照）の場で取り上げられるなど外国政府への更なる働き掛けが行われている。また、知的財産担当官の能力向上を図り、知財侵害対策をより一層深めるために、日本企業の模倣品・海賊版被害の多い地域を中心に知的財産担当官会議^(注1)を開催している。さらに、大使公邸において日本企業の知的財産権保護セミナーを相手国政府職員向けに開催するといった取組なども行われている。

そのほか、模倣品・海賊版対策における開発途上国の政府職員等の能力向上を図るため、国際協力機構（JICA）を通じて、専門家派遣、研修員受入れといった技術協力を行っている。

3. 規制改革・ビジネス環境改善

日本は米国との間で、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の下、在米進出日系企業から寄せられる意見を踏まえて米国政府に対し要望を行っており、2001年の開始以来8年目を迎えた。同イニシアティブを通じて、例えば、2008年1月に商用通信衛星を含む規制対象物品等の輸出許可手続の迅速化を図る大統領令が出されるなど、具体的な成果が得られている。

EUとの間では、ビジネス環境の改善を通じた投資・貿易の促進、経済関係強化を目指し、1994年から「日・EU規制改革対話」を開催し、双方の規制改革及び規制協力に関する提案を交換するなど協議を行っている。EU側への提案に当たっては、在欧州日本企業や関係団体等から広く意見を

募っている。2008年は、人の移動（滞在労働許可問題）、環境（新化学品規制等）、金融サービス（国際会計基準）等に関する要望を行い、具体的な成果を上げた。

中国との間では、「日中経済パートナーシップ協議」等の二国間協議の場において、ビジネス環境の改善やサービスや投資における規制緩和に関する要望を中国側に提起し、協議を行っている。また、韓国も交えた三国間では、2005年以来、「日中韓投資に関するビジネス環境改善政府間メカニズム会合」を開催してきており、2008年12月には、投資環境の改善につながる各国の措置をまとめた「日中韓ビジネス環境改善アクション・アジェンダ」を公表した。

(注1) 2009年1月には、シンガポールでASEAN各国とインドの知的財産担当官を対象にした知的財産担当官会議を開催した。

4. 租税条約、投資協定、社会保障協定

(1) 租税条約

近年、日本の企業や投資家による国際的な経済活動の規模が拡大する中、企業や投資家がより制約の少ない状況で国際的な経済活動を展開できる環境を整備する必要性が高まっている。日本は以前から二重課税の回避等を目的とする租税条約を各国と締結してきており、近年は投資交流を促進する観点から、租税条約ネットワークの更なる拡大を図っている。

2008年6月にはブルネイとの間の協定に

ついて基本合意に達し、12月にはカザフスタンとの間の条約について署名を行った。また、11月にはパキスタンとの間の新条約、12月にはオーストラリアとの間の新条約とフィリピンとの間の租税条約改正議定書がそれぞれ発効した。2008年末時点で、オランダ、アラブ首長国連邦、クウェート、サウジアラビア、スイスとの間の条約締結に向けた交渉を行っている。

(2) 投資協定

日本は投資の更なる促進を目指し、これまで13か国と投資協定を締結している。中でも韓国、ベトナム、カンボジア、ラオスとの間では投資の保護に加え、投資の自由化を中核とした先駆的な投資協定を締結している（それぞれ、2003年1月、2004年12月、2008年7月、2008年8月に発効）。2008年は、8月にウズベキスタン、11月にペルーとの間で投資協定の署名に至ったほか、サウジアラビアとの間で、また、日中韓三国間でも投資協定を交渉中である。近年、日本が積極的に進めている各国との経済連携協定（EPA）においても、投資の保護及び自由化の促進が主目的の一つとされており、投資促進に関する規定が盛り込

まれている^(注2)。

また、日本として、今後投資協定をこれまで以上に積極的に推進し、戦略的に活用していくため、官民合同で対外投資戦略会議を立ち上げ、2008年12月11日に第1回会合を開催した。同会議は当面の間半年に1回程度の頻度で開催され、今後、投資協定締結の相手国・地域等の決定など、投資促進を官民で包括的に検討していく枠組みとして活用される予定である。多数国間での投資ルールの策定は、WTOドーハ・ラウンドでは交渉が見送られたが、日本はOECDやAPECなどの枠組みにおいて、投資の自由化・円滑化を促進する取組に引き続き積極的に参画している。

(3) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や掛け捨ての問題を解消することなどを目的としており、海外に進出する日本企業や国民の負担を軽減し、ひいては相手国との人的交流や経済交流を一層促進する効果が期待される。2008年3月にはカナダとの協定が発効し、同年6月にオランダ、チェコ

との協定が国会で承認された。また、同年11月にはスペイン、2009年2月には、イタリアとの間で協定の署名が行われた。2008年12月にはオーストラリア、オランダとの間で協定の発効に必要な外交上の公文交換を行い、前者は2009年1月に発効し、後者は同年3月に発効する予定である。

(注2) 日・ブルネイ経済連携協定及び日・インドネシア経済連携協定については2008年7月に、日・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)及び日・フィリピン経済連携協定については同12月に発効(AJCEPの投資分野については、引き続き討議し、交渉する予定)。日・スイス経済連携協定については、2009年2月に署名を行った。韓国、インド、オーストラリアとの間でも投資章を含む経済連携協定を交渉中。